

特定行為研修制度に関する検討プロジェクト報告書（ダイジェスト版）

1. プロジェクト発足の経緯

団塊の世代が75歳以上となる2025年にむけて、保健師助産師看護師法が一部改正され、「特定行為に関する看護師の研修制度」が創設された。これにより、手順書により特定行為を行う看護師に対し、「特定行為研修」の受講が義務づけられ、他団体においては認定看護師制度の再構築が議論されている。

このような社会の変化や看護界の動向に対応していくために、精神科における特定行為のニーズを検討する必要がある。そこで、当協会における特定行為研修制度への方向性を検討するために本プロジェクトを発足した。

2. 目的

- 1) 精神科における特定行為研修へのニーズを検討する。
- 2) 精神科認定看護師制度における特定行為研修の導入の是非について検討する。
- 3) 上記をふまえて、特定行為研修制度に関する当協会としての方向性を提案する。

3. 検討期間及び答申時期

平成30年5月～7月に検討し、7月理事会に答申する。

4. 検討委員

- 大塚 恒子（当協会副会長・一般財団法人仁明会精神衛生研究所）
- 奥山 修（当協会理事・大阪精神医療センター）
- 麻場 英聖（当協会理事・公益財団法人復康会 沼津中央病院）

5. 検討結果

提案内容とその理由については、以下のとおりである。

1) 提案内容

- 当協会の活動理念の実現にむけ、精神科看護のキャリアアップを志す看護者に学習の機会を提供するため特定行為研修を実施することを提案する。
- 社会の動向をふまえ、精神科認定看護師制度においても特定行為研修を導入することを提案する。
- 実施にあたっては多くの課題があるが、安定した運営で継続可能な方法を検討する必要がある。

2) 提案理由

「精神科における特定行為研修へのニーズ」「精神科認定看護師制度における特定行為研修の導入」「看護界における特定行為研修のニーズ」を中心に検討を行った。その結果、実施にむけての課題は多いが、社会から期待される当協会の存在意義、精神科看護のキャリアアップを志す看護者への学習の機会、将来の診療報酬改定を見据えて考えると、実施すべきであり、少なくとも導入の機会を今後も常時、検討すべきであるという結論に至った。

(1) 精神科における特定行為研修へのニーズ

○単科精神科病院の場合

- ・単科精神科病院（以下、精神科病院）では、屯用薬が処方されることが多く、「精神および神経症状に係る薬剤投与関連」に関する具体的指示が出ている。そのため特定行為としての必要性に乏しいという意見がある一方、日常的に行っている行為であっても特定行為研修を受けることによってエビデンスに基づいた実践が可能となるという意見もあった。
- ・特定行為研修には、臨床病態生理学や疾病・臨床病態概論など身体面を学ぶ 315 時間の共通科目がある。その上で「精神および神経症状に係る薬剤投与関連」を含む区分別科目を学ぶことにより、せん妄の早期改善および重症化予防や身体拘束を避ける手段となることが期待される。
- ・近年は、入院患者の高齢化に伴う身体合併症、クロザピンの導入に伴う身体症状の管理などの身体面のケアが重要視されている。このことから、共通科目と「栄養及び水分に係る薬剤投与関連」「血糖コントロールに係る薬剤投与関連」「創傷管理関連」の区分別科目を学ぶことが有用であるという意見もあった。

○訪問看護の場合

- ・利用者が脱水をはじめとするさまざまな身体症状を起こしている場合、現状では医療機関との連携や救急隊の要請により対応している。訪問看護師は利用者の身体症状を把握し病状をアセスメントしており、身体症状に関する特定行為の必要性は高いと推察される。
- ・「精神および神経症状に係る薬剤投与関連」に関しては、現状では具体的指示のもとで看護師が判断して投与している。しかし、主治医への連絡に時間を要すこともあり、今後は手順書に沿って投与できる特定行為が有用と思われる。

(2) 精神科認定看護師制度における特定行為研修の導入の是非

○精神科認定看護師の社会的評価を高める

- ・他団体では、認定看護師制度の再構築に取り組み、その一貫として特定行為研修を加えていく方向性が提示されている。当協会の認定制度が他団体と同等の資格であるためには、認定制度に特定行為研修を付加していく必要がある。
- ・当協会の精神科認定看護師の看護実践の場は、入院医療から地域生活まで幅広くとらえている。特定行為研修を付加することで、精神面と身体面を合わせた質の高い看護実践が期待される。

(3) 看護界における特定行為研修のニーズ

○総合病院の場合

- ・総合病院では、精神症状、せん妄や不穏があっても専門医の診察を受けていない場合があり、「精神および神経症状に係る薬剤投与関連」の特定行為に関するニーズがあると考えられる。

○国や他団体の動向など

- ・特定行為研修の受講について、国は 10 万人以上の養成をめざしていることや日本看護協会を含む他の医療関連団体などでは、すでに特定行為研修が実施されており、精神科看護を実践する当協会も参加しない選択はない。
- ・当協会が特定行為研修を実施することにより、精神科看護のキャリアアップを志す看護者に学習の機会を提供し、専門性が発揮できる人材を養成することは、活動理念の実現につながる。

3) 導入にむけての課題

実施方法、精神科認定看護師制度のあり方、国や他団体への働きかけなどについて課題を整理し、より具体的な検討が必要である。

※特定行為に関する詳しい情報は、下記を参照。

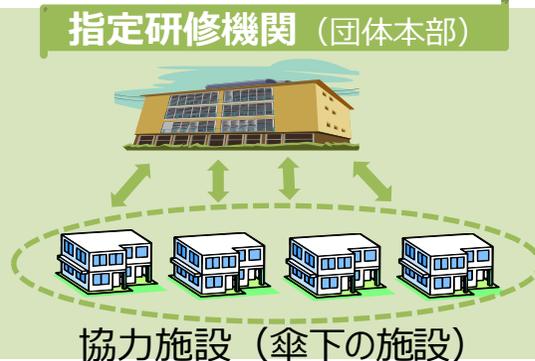
厚生労働省 特定行為に係る看護師の研修制度

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077077.html>

(参考) 医療関係団体等が傘下の施設と連携して特定行為研修を行う場合のイメージ

1. 団体本部主導型

- ◆ 指定研修機関が、研修の管理・運営に加え、講義・演習等の研修の実施を行う。
- ◆ 傘下の施設が、実習などの研修の一部の実施を担う。



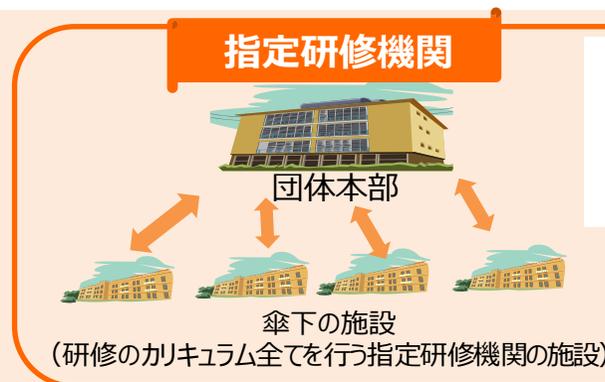
- 実施体制整備
- 特定行為研修管理委員会の運営（修了の認定等）
- 修了証の交付
- 修了者の名簿管理
- 講義・演習の実施 等

- 実習の実施、評価 等

2. 団体本部管理型

- ◆ 団体本部が、研修の管理・運営のみを行う。
- ◆ 傘下の施設が、研修修了証の交付等の一部の事務を除く、研修の実施の全部を担う。

※この場合、傘下の施設全てにおいて研修の質が担保できる体制整備が必要（独自に研修管理委員会を設置する等）

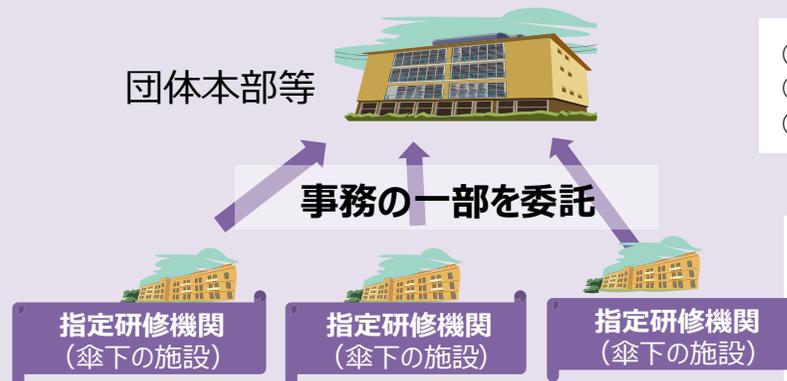


- 実施体制の整備
- 特定行為研修管理委員会の運営（修了の認定等）
- 修了証の交付
- 修了者の名簿管理 等

- 講義・演習の実施
- 実習の実施
- 科目の評価 等

3. 傘下施設独立型

- ◆ 指定研修機関が、当該機関の所属する団体等に、研修の管理・運営に係る事務の一部を委託



- 実施体制の整備
- 修了証の交付
- 修了者の名簿管理 等

- 特定行為研修管理委員会の運営（修了の認定等）
- 講義・演習の実施
- 実習の実施
- 科目の評価 等

特定行為及び特定行為区分(38行為21区分)

特定行為区分	特定行為
呼吸器(気道確保に係るもの)関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更
	非侵襲的陽圧換気の設定の変更
	人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整
	人工呼吸器からの離脱
呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連	気管カニューレの交換
循環器関連	一時的ペースメーカーの操作及び管理
	一時的ペースメーカーリードの抜去
	経皮的心肺補助装置の操作及び管理
	大動脈内バルーンパンピングからの離脱を行うときの補助の頻度の調整
心嚢ドレーン管理関連	心嚢ドレーンの抜去
胸腔ドレーン管理関連	低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及び設定の変更
	胸腔ドレーンの抜去
腹腔ドレーン管理関連	腹腔ドレーンの抜去(腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む。)
ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換
	膀胱ろうカテーテルの交換
栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテル管理)関連	中心静脈カテーテルの抜去
栄養に係るカテーテル管理(末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理)関連	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入

特定行為区分	特定行為
創傷管理関連	褥(じよく)瘡(そう)又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
	創傷に対する陰圧閉鎖療法
創部ドレーン管理関連	創部ドレーンの抜去
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血
	橈骨動脈ラインの確保
透析管理関連	急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過器の操作及び管理
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
	脱水症状に対する輸液による補正
感染に係る薬剤投与関連	感染徴候がある者に対する薬剤の臨時的投与
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	インスリンの投与量の調整
術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整
循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整
	持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整
	持続点滴中の降圧剤の投与量の調整
	持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整
精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	持続点滴中の利尿剤の投与量の調整
	抗けいれん剤の臨時的投与
	抗精神病薬の臨時的投与
皮膚損傷に係る薬剤投与関連	抗不安薬の臨時的投与
	抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したときのステロイド薬の局所注射及び投与量の調整

特定行為研修

看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図るための研修であって、特定行為区分ごとに特定行為研修の基準に適合するもの。

(改正後の法第37条の2第2項第4号、特定行為研修省令第5条並びに別表第3及び別表第4関係)

- 特定行為研修は、次に掲げる研修により構成される。

共通科目

全ての特定行為区分に共通して必要とされる能力を身につけるための研修

共通科目の合計時間数：315時間

共通科目の内容	時間数
臨床病態生理学	45
臨床推論	45
フィジカルアセスメント	45
臨床薬理学	45
疾病・臨床病態概論	60
医療安全学	30
特定行為実践	45
合計	315

+

区分別科目

特定行為区分ごとに必要とされる能力を身につけるための研修

区分ごとに設定された時間数：15～72時間

(例) 特定行為区分	時間数
呼吸器(気道確保に係るもの)関連	22
呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連	21
創傷管理関連	72
創部ドレーン管理関連	15
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	36
感染に係る薬剤投与関連	63

- 共通科目の各科目及び区分別科目は、講義、演習又は実習により行う。
- 共通科目の各科目及び区分別科目の履修の成果は、筆記試験その他の適切な方法により評価を行う。

(施行通知第2の5)